

○施設機械設備点検・整備積算基準の制定について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2140 号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
施設機械設備点検・整備積算基準 第 1 ・ 第 2 [略] 第 3 点検・整備費の費目 点検・整備にかかる積算の各費目は次のとおりとする。 1 点検・整備原価 1－1～1－4 [略] 1－5 共通仮設費 （1）[略] （2）派 遣 費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び賃金、間接費である。 （3）宿 泊 費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用及び<u>宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用である。</u> （4）・（5） [略] 1－6・1－7 [略] 2 [略] 3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、宿泊費、<u>宿泊手当</u>、賃金、間接費、一般管理費等である。 4 [略] 第 4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。 1 点検・整備原価 1－1 材 料 費	施設機械設備点検・整備積算基準 第 1 ・ 第 2 [略] 第 3 点検・整備費の費目 点検・整備にかかる積算の各費目は次のとおりとする。 1 点検・整備原価 1－1～1－4 [略] 1－5 共通仮設費 （1）[略] （2）派 遣 費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び<u>且当</u>、賃金、間接費である。 （3）宿 泊 費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用<u>である。</u> （4）・（5） [略] 1－6・1－7 [略] 2 [略] 3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、<u>且当</u>、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。 4 [略] 第 4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。 1 点検・整備原価 1－1 材 料 費

改正後	現 行																																				
(1) 〔略〕 (2) 補助材料費 ア～ウ 〔略〕	(1) 〔略〕 (2) 補助材料費 ア～ウ 〔略〕																																				
表－１・１ 補助材料費率	表－１・１ 補助材料費率																																				
<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>補助材料費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td><u>4</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>4</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>3</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>4</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>3</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		補助材料費率(%)	河川・水路用水門設備	河川用等水門	<u>4</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>4</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>3</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>4</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>3</u>	<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>補助材料費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼製ゲート</td><td><u>4.0</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>4.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>3.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>4.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>3.0</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		補助材料費率(%)	河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼製ゲート	<u>4.0</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>4.0</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>3.0</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>4.0</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>3.0</u>	
機 械 設 備 名		補助材料費率(%)																																			
河川・水路用水門設備	河川用等水門	<u>4</u>																																			
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>4</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>3</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>4</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>3</u>																																			
機 械 設 備 名		補助材料費率(%)																																			
河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼製ゲート	<u>4.0</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>4.0</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>3.0</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>4.0</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>3.0</u>																																			
1－２ 直接経費	1－２ 直接経費																																				
(1)～(4) 〔略〕	(1)～(4) 〔略〕																																				
表－１・２ 直接経費率	表－１・２ 直接経費率																																				
<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>直接経費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼 製 ゲ ー ト</td><td><u>8</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>8</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>10</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>8</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>7</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		直接経費率(%)	河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>8</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>8</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>10</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>8</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>7</u>	<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>直接経費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼 製 ゲ ー ト</td><td><u>8.0</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>8.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>10.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>8.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>7.0</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		直接経費率(%)	河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>8.0</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>8.0</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>10.0</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>8.0</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>7.0</u>
機 械 設 備 名		直接経費率(%)																																			
河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>8</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>8</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>10</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>8</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>7</u>																																			
機 械 設 備 名		直接経費率(%)																																			
河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>8.0</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>8.0</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>10.0</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>8.0</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>7.0</u>																																			
1－３ 直接労務費	1－３ 直接労務費																																				
(1)・(2) 〔略〕	(1)・(2) 〔略〕																																				
(3) 点検整備工の１日当たり標準賃金は、 <u>農村振興局長が別に定める</u> ものとする。	(3) 点検整備工の１日当たり標準賃金は、 <u>実情に即した賃金を採用する</u> ものとする。																																				
(4) 点検整備工以外の賃金は「公共工事設計労務単価」ほか、 <u>農村振興局長が別に定める</u> ものとする。	(4) 点検整備工以外の賃金は「公共工事設計労務単価」ほか、 <u>実情に即した賃金を採用する</u> ものとする。																																				
(5) 〔略〕	(5) 〔略〕																																				
1－４ 〔略〕	1－４ 〔略〕																																				
1－５ 共通仮設費	1－５ 共通仮設費																																				
(1)～(3) 〔略〕	(1)～(3) 〔略〕																																				
表－１・３ 共通仮設費率	表－１・３ 共通仮設費率																																				
<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>共通仮設費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用等水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼 製 ゲ ー ト</td><td><u>19</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>19</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>20</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>23</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>21</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		共通仮設費率(%)	河川・水路用等水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>19</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>23</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>21</u>	<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>共通仮設費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用等水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼 製 ゲ ー ト</td><td><u>19.0</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>19.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>20.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>19.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>21.0</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		共通仮設費率(%)	河川・水路用等水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19.0</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>19.0</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20.0</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>19.0</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>21.0</u>
機 械 設 備 名		共通仮設費率(%)																																			
河川・水路用等水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>19</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>23</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>21</u>																																			
機 械 設 備 名		共通仮設費率(%)																																			
河川・水路用等水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19.0</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>19.0</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20.0</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>19.0</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>21.0</u>																																			
(4) 〔略〕	(4) 〔略〕																																				
(5) 派 遣 費 ア 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 イ <u>旅費は、派遣先までの費用を計上するものとする。</u> ウ・エ 〔略〕	(5) 派 遣 費 ア 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 イ <u>旅費、日当は「農林水産省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の２級相当額を標準とする。</u> ウ・エ 〔略〕																																				

改正後	現 行
(6) 宿 泊 費 ア 宿泊費 宿泊費については共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊に要する費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、<u>「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）（以下「旅費支給規程」という。）で定める額（宿泊基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> <u>宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 イ 宿泊手当 宿泊手当は、<u>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> (7)～(8) 〔略〕 1－6・1－7 〔略〕 2 〔略〕 3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費、宿泊費、<u>宿泊手当</u>、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。 (1) <u>宿泊費及び宿泊手当は「1-5(6)宿泊費」に準ずるものとする。</u> (2)～(4) 〔略〕 4～6 〔略〕	(6) 宿 泊 費 宿泊費については共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。<u>この場合の費用算定は、「農林水産省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は２級相当額を標準とする。</u> ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 [新設] (7)～(8) 〔略〕 1－6・1－7 〔略〕 2 〔略〕 3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費、<u>日当</u>、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。 (1) <u>旅費、日当、宿泊費は「農林水産省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の３級相当額によるものとする。</u> (2)～(4) 〔略〕 4～6 〔略〕